



島根県報

令和6年11月12日（火）

号外 第 109 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

財務監査の結果並びに組織及び運営の合理化に資する意見の公表

2

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した令和5年度会計に係る財務監査の結果に関する報告並びに同条第10項前段の規定により提出した組織及び運営の合理化に資するための意見について、同条第9項及び第10項後段の規定により次のとおり公表する。

令和6年11月12日

島根県監査委員	高 橋 雅 彦
同	田 中 明 美
同	山 口 和 志
同	三 島 明

財務監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の対象事務

令和5年度の一般会計、特別会計及び企業会計に係る財務監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、島根県監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて監査を実施した。

なお、監査対象期間は、原則として令和5年度であるが、一部の地方機関においては、監査を令和5年度下半期に行う関係上、令和4年度下半期から令和5年度上半期を対象とした。

2 監査実施機関及び方法

監査対象機関225機関について監査を実施した。

本庁等は、対象機関87機関のうち、59機関について実地監査^{※1}を、28機関については書面監査^{※2}を行った。

また、地方機関は、対象機関138機関のうち、55機関について実地監査を、83機関については書面監査を行った。

(単位：機関)

区 分	監査対象機関数	監査実施機関数	実地監査	書面監査
本 庁 等	87	87	59	28
地方機関	138	138	55	83
計	225	225	114	111

※1 実地監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、各機関へ出向いて事務処理の状況を調査し、各機関の長からの事情聴取を行う監査

※2 書面監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、書面により事務処理の状況を調査し、必要に応じて電話等で各機関からの事情聴取を行う監査

3 監査実施期日

本 庁 等 令和6年7月3日から8月7日まで (P.12、 P.13 のとおり)

地方機関 令和5年12月5日から令和6年7月26日まで (P.14、 P.15 のとおり)

第2 監査の結果

1 監査結果

(1) 総括

監査実施機関の財務事務の執行については、監査した限り、重要な点において、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、是正又は改善等を要するものとして指摘・指示した事項に係る結果については次のとおりである。

(2) 指摘・指示事項

指摘事項^{※3}は、収入に関するものが12件、支出に関するものが7件、契約に関するものが2件、工事に関するものが4件、財産に関するものが3件であった。

指示事項^{※4}は、収入、支出、契約及び財産に関するものが計105件であった。

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに県報に登載し、指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、指摘・指示事項に該当する機関にあっては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

(単位：件)

区 分	予算 関係	収入 関係	支出 関係	契約 関係	工事 関係	財産 関係	合計	昨年度
指摘事項	0	12	7	2	4	3	28	22
指示事項	0	27	31	17	0	30	105	127
合 計	0	39	38	19	4	33	133	149

※3 指摘事項

財務監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 県に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関として意思決定をしていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

※4 指示事項

指摘事項に該当しないもので、公表しないが、該当機関に対して文書によって指示し、是正又は改善等を求めることが適当なもの

2 指摘事項

(1) 収入関係事務

① 収入の調定事務が適当でないもの

ア 港湾施設の電気使用料金の算定に誤りがあり、誤徴収額の返還に伴い、還付加算金が発生していた。

算定を誤った期間	平成 25 年度～令和 5 年度
返還額	590,379 円
還付加算金	130,179 円

(隠岐支庁県土整備局)

イ 行政財産の貸付契約に係る貸付料の収入調定の時期が遅れているものがあった。

(健康福祉総務課)

ウ 証明書発行手数料について、現金の受領の際に必要な収入伺を作成していなかった。

(西部高等技術校)

エ 空港着陸料の算定に誤りがあり、誤徴収額の返還に伴い、還付加算金が発生していた。

算定を誤った期間	平成 28 年度～令和 5 年度
誤徴収額	130,960 円
還付加算金	1,084 円

(港湾空港課)

オ 県営住宅の家賃の算定に誤りがあり、過大に徴収しているものがあった。

徴収を誤った(可能性を含む)期間 昭和 52 年度～令和 6 年度

(建築住宅課)

カ 港湾施設に該当しなくなったにもかかわらず、当該施設使用料を誤って徴収していたため、還付加算金が発生していた。

誤って徴収した期間	平成 16 年度～令和 5 年度
返還額	40,810 円
返還額 (令和 6 年度)	81,690 円
還付加算金 (令和 6 年度)	57,121 円

(浜田港湾振興センター)

キ 職員宿舎駐車場使用料の算定に誤りがあり、返還及び追加徴収をしているものがあつた。

(企業局本局)

ク 体育施設の一時使用許可に係る光熱水費等経費について、算定方法を誤っているものがあつた。

(横田高等学校)

②収入の通知事務が適当でないもの

港湾施設使用料の納入通知書の発行が遅れているものがあつた。

(松江県土整備事務所)

③出納機関等の収納の処理が適当でないもの

ア 差押債権受入金に係る書き損じの領収証書について、控えは残っていたが、本書が破棄されているものがあつた。

(東部県民センター雲南事務所)

イ 証明書交付手数料の領収証書を発行していないものがあつた。

(浜田養護学校)

④債権確保の措置が適当でないもの

道路占用使用料について、複数年続けて督促状を発行していないものがあつた。

(県央県土整備事務所)

(2) 支出関係事務

①支出事務が適当でないもの

ア 地方消費税徴収取扱費の支払遅延があり、延滞金が発生していた。

地方消費税徴収取扱費	14,272,799 円
延滞金	2,349 円

(税務課)

イ 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」とする）課税対象事業を非課税と誤認して消費税等を含めずに契約したため、支払うべき消費税等相当額について補償金を、延滞税・無申告加算税相当額について賠償金を支出しているものがあつた。

契約を誤った期間	平成30年度～令和4年度
補償金	59,621,134 円
賠償金（延滞税相当額）	981,776 円
賠償金（延滞税相当額、令和6年度）	6,544 円
賠償金（無申告加算税相当額、令和6年度）	3,132 円

(障がい福祉課)

ウ 行政検査実施業務委託料の支払遅延があり、遅延利息が発生しているものがあった。

委託料	55,033 円
遅延利息	1,000 円

(感染症対策室)

エ 財政融資資金の元利償還金の支払遅延があり、違約金が発生しているものがあった。

対象金額	1,460,574 円
違約金	3,601 円

(企業局本局)

オ 令和4年度で支出すべき電子データ使用料について、令和5年度に支出しているものがあった。

(企業局本局)

カ 令和4年度で支出すべき講習受講料等を令和5年度に支出していた。

(企業局西部事務所)

キ 職員の通勤手当に相当する報酬の支給に誤りがあったため、追給及び遅延利息相当額等について賠償金が発生しているものがあった。

算定を誤った期間	令和2年度～令和5年度
追給額	47,755 円
賠償金(追給相当額)	11,679 円
賠償金(遅延利息相当額)	138 円

(出雲養護学校)

(3) 契約関係事務

① 契約方法が適当でないもの

ア コンテンツ作成・更新業務委託契約について、随意契約の限度額を超えて変更契約(契約金額 1,523,500 円)していた。

(高速道路推進課)

イ 警察用船舶の燃料の契約について、提出された見積書の価格を誤って比較したことにより、本来契約すべき者と異なる者と契約を締結していた。

(浦郷警察署)

(4) 工事関係事務

①事業計画又は実施計画が適当でないもの

平成19年度から令和2年度までに発注した事業において、未買収・未登記の土地を含めて工事を施工しているものがあった。

(隠岐支庁県土整備局)

(雲南県土整備事務所)

(県央県土整備事務所)

(浜田県土整備事務所)

(5) 財産関係事務

①財産の取得、処分、許可、貸借等の処理が適当でないもの

ア 卒業生会が設置したエアコンについて、行政財産の目的外使用許可手続きがされていなかった。

(横田高等学校)

イ PTAが設置したエアコンについて、行政財産の目的外使用許可手続きがされていなかった。

(大社高等学校)

②物品の売却、廃棄等の処理が適当でないもの

無償貸付を行っていた物品について、貸付先が承認を得ずに廃棄し、不用品の決定手続きがとられていないものがあった。

(子ども・子育て支援課)

3 指示事項の主なもの

(1) 収入関係事務

使用料等の収入について、収入調定や納入通知書の発行の時期が1か月以上遅延したものや、督促状を発行していないものがあった。

(2) 支出関係事務

契約や交付決定等の事実が発生したときは、速やかに支出負担行為書を起票し出納機関の確認を受けなければならないにもかかわらず、3か月以上遅延したものがあった。

(3) 契約関係事務

契約書での項目の記載漏れなど、契約手続きが適当でないものがあった。

(4) 財産関係事務

①財産関係

行政財産の使用許可台帳等の手入りがされていないなど、財産関係事務の手続きが適当でないものがあった。

②物品事務

使用責任者の指定漏れなど、記帳内容が適当でないものがあった。

意 見**第1 本年度の意見****1 財務監査の結果に関する意見****(1) 会計事務の適正化（各執行機関、出納局）**

今回の監査において指摘、指示事項とした事項は、収入に関しては調定遅延や調定額の誤り、支出に関しては支払遅延や支出額の誤り、契約に関しては契約方法等の誤り、工事に関しては未調整な工事の発注、財産に関しては使用許可手続きの不備などであった。

かねてから指摘し、注意喚起してきた事項について、今回も多くの指摘をするに至ったことは、担当職員への周知や事務引継の徹底とともに、所属における事務の適正な執行を確保する取組を一層進める必要があることを示している。

については、各執行機関においては、内部統制制度を有効に活用し、会計事務の適正な執行に努められたい。

(2) 収入事務の適正化（各執行機関）

収入事務では、調定額の誤りや調定期限の遅延、納入通知書の発行期限の遅延、債権確保にあたり督促状を発行していないもの等が今回も一定数あり、中には調定額の誤りに伴う還付加算金を支出したのも見受けられた。

収入事務の誤りは、還付や追加徴収等の事務手続きや、還付加算金等が発生する可能性があるほか、事案によっては財源への影響という重大なミスが生じる可能性がある。

については、各執行機関にあつては、収入事務の執行の際に、根拠規定等を改めて確認し、収入事務の適正な執行に努められたい。

2 組織及び運営の合理化に資するための意見**(1) 内部統制制度の実効性ある運用（各執行機関、人事課）**

多くの所属では内部統制リスク評価シートを活用したチェックなどを行いリスク防止が図られているが、十分には活用できていない状況も一部に見受けられた。

若い職員が相対的に増加するなか、経験の浅い職員への指導のためには、リスク評価シートの活用は有効である。

全庁共通の項目に留意するだけでなく、各所属で発生する（可能性のある）リスクを自ら認識し、独自のリスク項目や留意事項などをリスク評価シートに随時追記してチェックを行い、引き続き、財務事務のミス防止に取り組まれない。

また、内部統制を有効に機能させることは、ミスの防止や低減だけでなく、より重要な施策や課題に注力できる効果をもたらすことを認識して取り組まれない。

人事課は、各種研修の機会を活用して内部統制制度の本質や狙いを伝えるとともに、定期的な自己点検調査等の際にリスク評価シートへの追記と活用によるリスク防止の強化を訴え、各所属で内発的な活動が促進されるよう取り組まれない。

第2 昨年度の意見に対する措置状況の評価

昨年度の意見は、次のとおりであった。

- 1 財務監査の結果に関する意見
 - (1) 会計事務の適正化
 - (2) 延滞金等の発生を抑止
 - (3) 補助金等事務の適正化
 - (4) 入札事務の適正化

- 2 組織及び運営の合理化に資するための意見
 - (1) 内部統制制度の実効性ある運用
 - (2) コロナ禍での経験や工夫等を参考にした業務の執行

これに対する措置状況について、次のとおり評価する。

- 1 次の事項については、効果的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。

該当なし

- 2 次の事項については、改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。
 - 1 (1) 会計事務の適正化
 - 1 (2) 延滞金等の発生を抑止
 - 1 (3) 補助金等事務の適正化
 - 1 (4) 入札事務の適正化
 - 2 (1) 内部統制制度の実効性ある運用
 - 2 (2) コロナ禍での経験や工夫等を参考にした業務の執行

- 3 次の事項については、改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。

該当なし

令和5年度会計・財務監査実施機関及び実施期日

(本庁等：実地監査)

部 局	監査実施機関	監査実施期日
政策企画局	政策企画監室	令和6年7月25日
	女性活躍推進課	令和6年7月16日
	秘書課	令和6年7月16日
	広聴広報課	令和6年7月18日
	統計調査課	令和6年7月24日
総務部	総務部総務課	令和6年8月7日
防災部	消防総務課	令和6年8月5日
地域振興部	地域政策課	令和6年7月29日
環境生活部	環境生活総務課	令和6年7月29日
	人権同和对策課	令和6年7月17日
	文化国際課	令和6年7月24日
	スポーツ振興課	令和6年7月18日
	自然環境課	令和6年7月24日
	環境政策課	令和6年7月17日
	廃棄物対策課	令和6年7月24日
	健康福祉部	健康福祉総務課
農林水産部	農林水産総務課	令和6年8月7日
	農山漁村振興課	令和6年7月25日
	農業経営課	令和6年7月29日
	産地支援課	令和6年7月26日
	畜産課	令和6年7月22日
	農村整備課	令和6年7月29日
	農地整備課	令和6年8月1日
	林業課	令和6年7月26日
	森林整備課	令和6年8月2日
	水産課	令和6年8月1日
	沿岸漁業振興課	令和6年7月22日
	商工労働部	商工政策課

部 局	監査実施機関	監査実施期日
土 木 部	土木総務課	令和6年8月5日
	技術管理課	令和6年7月18日
	用地対策課	令和6年8月5日
	道路維持課	令和6年8月2日
	道路建設課	令和6年7月26日
	高速道路推進課	令和6年7月18日
	河川課	令和6年8月2日
	斐伊川神戸川対策課	令和6年8月1日
	港湾空港課	令和6年7月29日
	砂防課	令和6年7月18日
	都市計画課	令和6年8月2日
	下水道推進課	令和6年7月3日
	建築住宅課	令和6年7月26日
	出 納 局	令和6年8月2日
企 業 局	令和6年7月3日	
病 院 局	令和6年7月5日	
議 会 事 務 局	令和6年8月7日	
教育委員会	教育庁総務課	令和6年8月2日
	教育施設課	令和6年7月19日
	学校企画課	令和6年7月19日
	教育指導課	令和6年7月22日
	特別支援教育課	令和6年7月18日
	保健体育課	令和6年7月19日
	社会教育課	令和6年7月16日
	人権同和教育課	令和6年7月17日
	文化財課	令和6年7月18日
	福利課	令和6年7月19日
公安委員会	警察本部	令和6年8月2日
人 事 委 員 会 事 務 局	令和6年8月2日	
監 査 委 員 事 務 局	令和6年7月18日	
労 働 委 員 会 事 務 局	令和6年8月1日	

計

59機関

令和5年度会計・財務監査実施機関及び実施期日

(本庁等：書面監査)

部 局	監査実施機関
総 務 部	人 事 課
	財 政 課
	税 務 課
	管 財 課
	営 繕 課
	情報システム推進課
	総務事務センター
防 災 部	防 災 危 機 管 理 課
	原 子 力 安 全 対 策 課
地 域 振 興 部	しまね暮らし推進課
	中 山 間 地 域 ・ 離 島 振 興 課
	市 町 村 課
	交 通 対 策 課

部 局	監査実施機関
健 康 福 祉 部	地 域 福 祉 課
	医 療 政 策 課
	健 康 推 進 課
	高 齢 者 福 祉 課
	青 少 年 家 庭 課
	子ども・子育て支援課
	障 が い 福 祉 課
	薬 事 衛 生 課
	感 染 症 対 策 室
商 工 労 働 部	観 光 振 興 課
	しまねブランド推進課
	産 業 振 興 課
	企 業 立 地 課
	中 小 企 業 課
	雇 用 政 策 課

計

28機関

監査実施期日 令和6年7月10日～令和6年7月30日

(注) 書面監査は、実地監査の対象としなかった機関について実施

(注) しまねブランド推進課は商工労働部に記載

令和5年度会計・財務監査実施機関及び実施期日

(地方機関：実地監査)

部 局	監査実施機関	監査実施期日	部 局	監査実施機関	監査実施期日
総務部	隠岐支庁県民局	令和6年7月9日	土木部	松江県土整備事務所	令和6年7月8日
	隠岐支庁農林水産局	令和6年7月9日		雲南県土整備事務所	令和6年7月12日
	隠岐支庁県土整備局	令和6年6月28日		出雲県土整備事務所	令和6年7月4日
	東部県民センター	令和6年7月12日		浜田河川総合開発事務所	令和6年1月17日
	東部県民センター 出雲事務所	令和6年7月12日	病院局	中央病院	令和6年7月5日
	西部県民センター	令和6年7月11日		こころの医療センター	令和6年7月5日
	西部県民センター 益田事務所	令和6年7月11日	教育委員会	松江教育事務所	令和6年1月22日
	公文書センター	令和6年1月26日		隠岐教育事務所	令和6年6月28日
	東京事務所	令和6年7月12日		浜田教育センター	令和6年1月22日
環境生活部	美術館	令和6年1月26日		青少年の家	令和6年1月25日
	健康福祉部	出雲保健所		令和6年1月18日	埋蔵文化財調査センター
浜田保健所		令和6年1月17日		松江北高等学校	令和6年2月2日
中央児童相談所		令和6年1月17日		松江東高等学校	令和6年1月22日
浜田児童相談所		令和6年1月10日		横田高等学校	令和6年1月15日
心と体の相談センター		令和6年1月17日		出雲高等学校	令和6年1月18日
農林水産部	東部農林水産振興センター	令和6年7月8日		大社高等学校	令和6年1月22日
	東部農林水産振興センター 雲南事務所	令和6年7月8日		島根中央高等学校	令和6年1月9日
	西部農林水産振興センター	令和6年7月11日		浜田商業高等学校	令和6年1月10日
	西部農林水産振興センター 川本家畜衛生部	令和6年7月11日		益田高等学校	令和6年1月19日
	西部農林水産振興センター 益田家畜衛生部	令和6年7月11日	吉賀高等学校	令和6年1月11日	
	西部農林水産振興センター 県央事務所	令和6年7月11日	隠岐高等学校	令和6年6月6日	
	西部農林水産振興センター 益田事務所	令和6年7月11日	隠岐水産高等学校	令和6年6月6日	
	農業技術センター	令和6年1月24日	江津清和養護学校	令和6年1月16日	
	農林大学校	令和6年1月25日	公安委員会	松江警察署	令和6年1月24日
	水産技術センター	令和6年1月17日		安来警察署	令和6年1月23日
商工労働部	大阪事務所	令和6年7月10日		大田警察署	令和6年1月24日
	広島事務所	令和6年6月14日		江津警察署	令和6年1月16日
	東部高等技術校	令和6年1月22日			

計 55機関

(注) 地方機関の実地監査は、組織の規模等により、1～4年に1回の間隔で実施

令和5年度会計・財務監査実施機関及び実施期日

(地方機関：書面監査)

部 局	監査実施機関	部 局	監査実施機関
総 務 部	隠岐支庁隠岐保健所	教育委員会	松江南高等学校
	東部県民センター雲南事務所		松江工業高等学校
	西部県民センター県央事務所		松江商業高等学校
	自治研修所		松江農林高等学校
防 災 部	消 防 学 校		宍道高等学校
地域振興部	中山間地域研究センター		大東高等学校
環境生活部	芸術文化センター		三刀屋高等学校
健康福祉部	雲南保健所		飯南高等学校
	県央保健所		平田高等学校
	益田保健所		出雲工業高等学校
	保健環境科学研究所		出雲商業高等学校
	島根あさひ社会復帰促進センター診療所		出雲農林高等学校
	出雲児童相談所		大田高等学校
	益田児童相談所		邇摩高等学校
	わかたけ学園		矢上高等学校
	女性相談センター		江津高等学校
	食肉衛生検査所		江津工業高等学校
農林水産部	東部農林水産振興センター		浜田高等学校
	松江家畜衛生部		浜田水産高等学校
	東部農林水産振興センター		益田翔陽高等学校
	出雲家畜衛生部		津和野高等学校
	東部農林水産振興センター 出雲事務所		隠岐島前高等学校 盲 学 校
商工労働部	産業技術センター		松江ろう学校
	西部高等技術校	浜田ろう学校	
土 木 部	県央県土整備事務所	松江養護学校	
	浜田県土整備事務所	出雲養護学校	
	益田県土整備事務所	石見養護学校	
	出雲空港管理事務所	浜田養護学校	
	宍道湖流域 下水道事務所	益田養護学校	
	浜田港湾振興センター	隠岐養護学校	
企 業 局	東 部 事 務 所	松江清心養護学校	
	西 部 事 務 所	松江緑が丘養護学校	
教育委員会	出雲教育事務所	公安委員会	雲南警察署
	浜田教育事務所		出雲警察署
	益田教育事務所		川本警察署
	教育センター		浜田警察署
	東部社会教育研修センター		益田警察署
	西部社会教育研修センター		津和野警察署
	図 書 館		隠岐の島警察署
	少年自然の家		浦郷警察署
	古代出雲歴史博物館		
	安来高等学校		
情報科学高等学校			
		計	83機関

監査実施期日 令和5年12月5日～令和6年7月26日

(注)書面監査は、実地監査の対象としなかった機関について実施